

●東京都告示第百二十九号

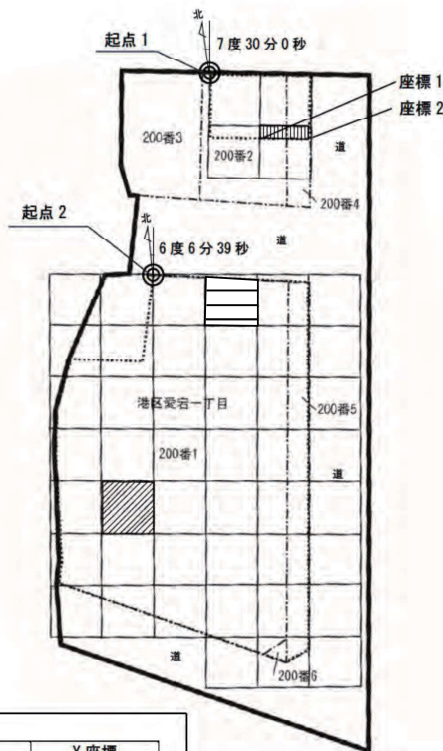
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、令和二年東京都告示第千三百三十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区愛宕一丁目 地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【座標】		
	X座標	Y座標
座標 1	-37186.617	-7600.238
座標 2	-37187.759	-7590.806

※座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

- 【凡例】
- : 敷地境界
  - ..... : 調査対象地
  - - - : 筆界
  - : 単位区画
  - ▨ : 形質変更時要届出区域  
(令和6年東京都告示第646号により指定した区域)
  - ▩ : 形質変更時要届出区域  
(令和2年東京都告示第1339号により指定した区域)
  - : 指定を解除する区域

【起点】

起点1は、次の座標の位置とする。  
(X座標：-37172.808 Y座標：-7608.522)

起点2は、次の座標の位置とする。  
(X座標：-37210.045 Y座標：-7623.850)

※起点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

起点1：7度30分0秒  
起点2：6度6分39秒

●東京都告示第二百十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第百五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月十四日

東京都知事 小 池 百合子

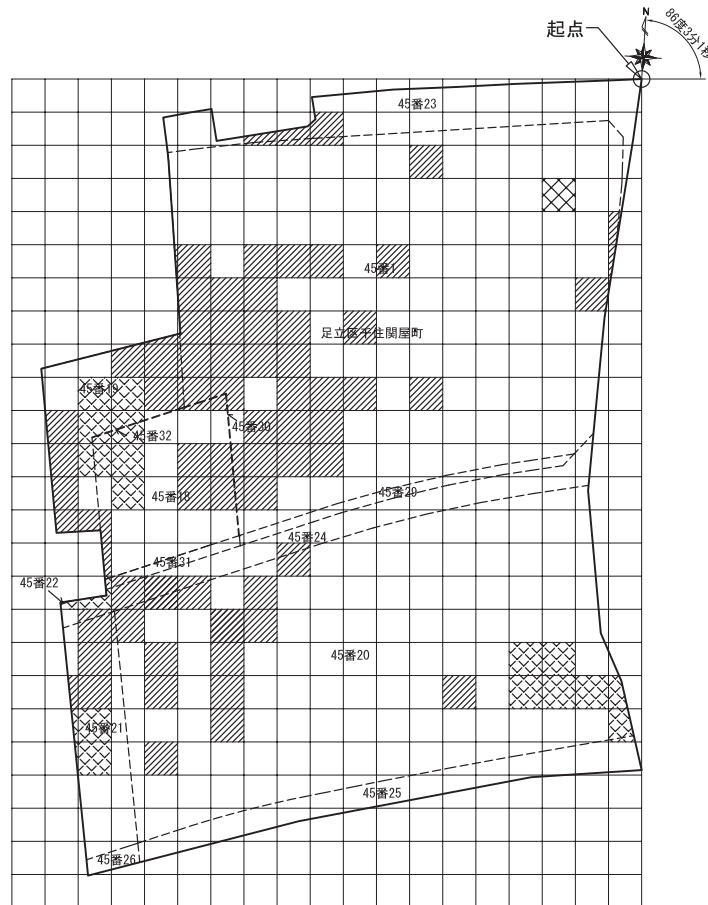
一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区千住関屋町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物







三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【凡例】

-  指定を解除する区域
-  形質変更時要届出区域  
(令和5年東京都告示第1085号により指定した区域)
-  形質変更時要届出区域  
(令和6年東京都告示第105号により指定した区域)
-  単位区画
-  筆境界
-  調査対象地

【起点】

起点は、足立区千住関屋町45番23の最北端とする。

【格子の回転角度(86度3分1秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百一十一号

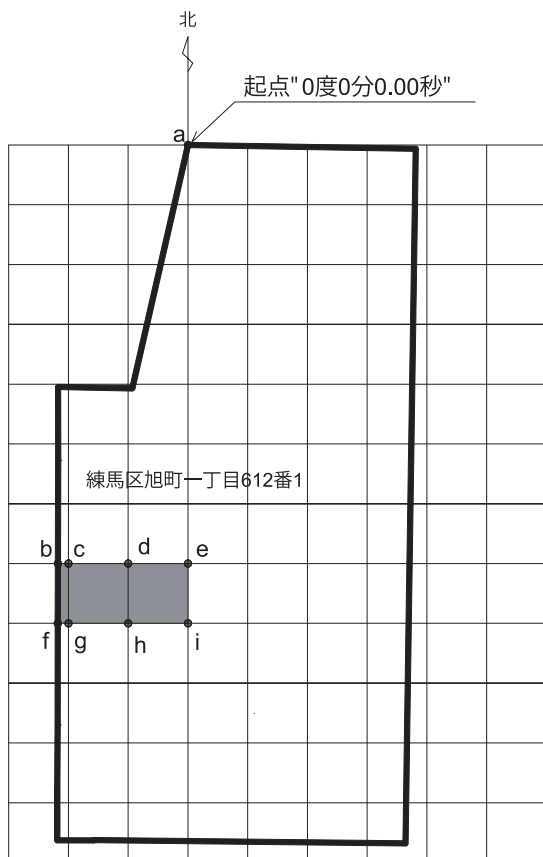
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第九百十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（練馬区旭町一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



座標一覧表

地点番号	X座標	Y座標
a	-25869.885	-19176.391
b	-25939.885	-19198.151
c	-25939.885	-19196.391
d	-25939.885	-19186.391
e	-25939.885	-19176.391
f	-25949.885	-19198.178
g	-25949.885	-19196.391
h	-25949.885	-19186.391
i	-25949.885	-19176.391

起点及び境界点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】

- 指定を解除する区域
- 調査対象地
- 単位区画

【起点】

起点は、練馬区旭町一丁目 612 番 1 の最北端とする。

【格子の回転角度（0度0分0.00秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百二十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第四十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月十四日

東京都知事 小 池 百合子

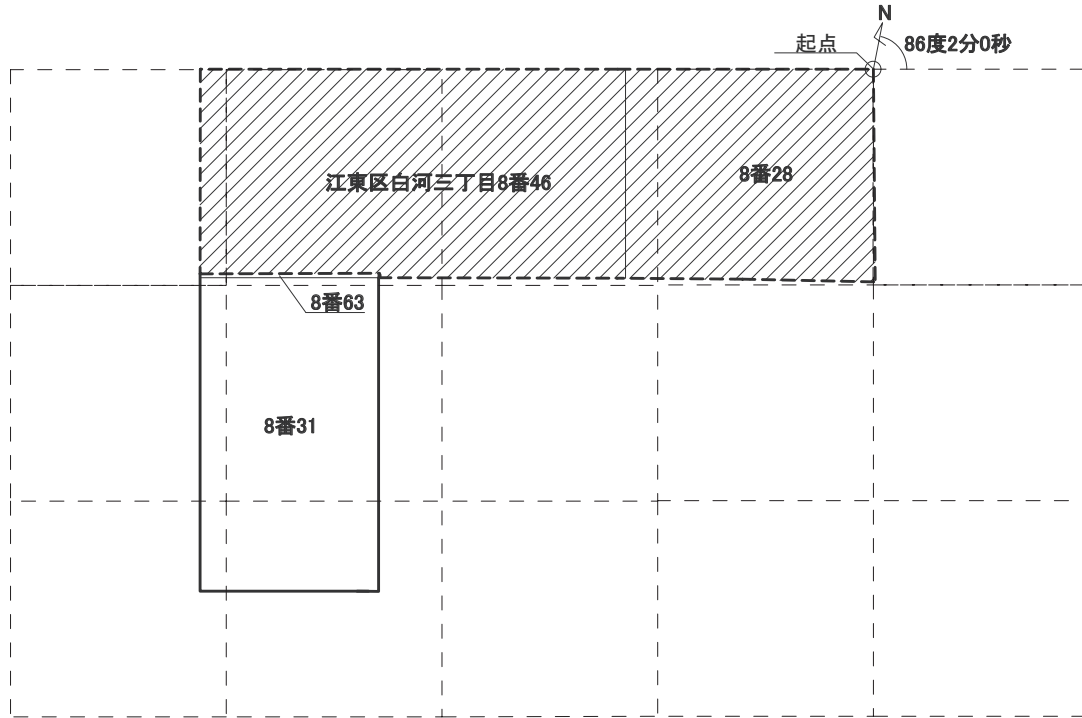
一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区白河三丁目内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 筆境界
- 敷地範囲
- - - 調査対象地
- 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、江東区白河三丁目8番28の最北端とする。

【格子の回転角度(86度2分0秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百二十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第千六百六十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（文京区大塚三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン  
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図

【凡例】

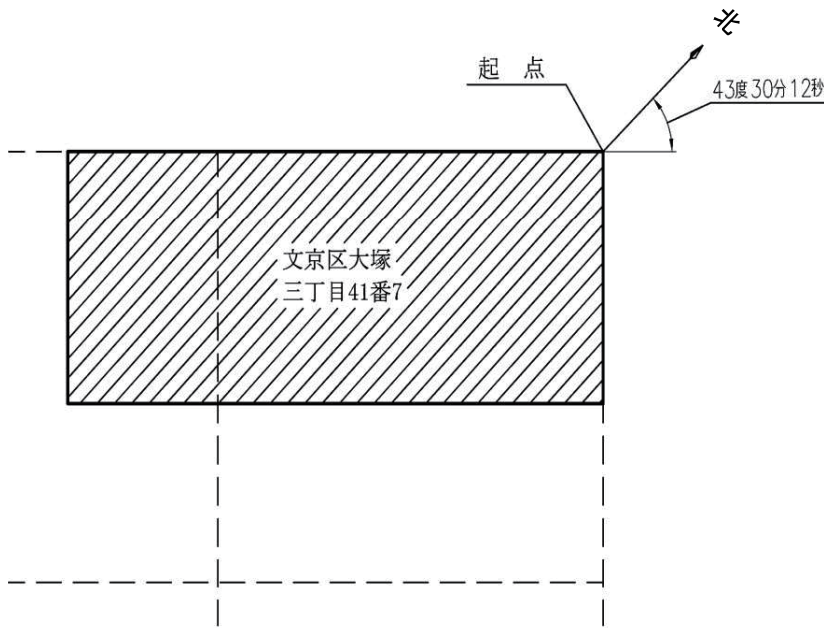
- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、文京区大塚三丁目41番7の最北端とする。

【格子の回転角度(43度30分12秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



●東京都告示第二百十四号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称  
別表のとおり

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和七年厚生労働省令第十七号)の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第一百四十五号)第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和七年三月十五日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】

	化学名	通称名
(1)	(8R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-[3-(トリメチルシリル)プロパノイル]-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類	1S-LSD
(2)	N-メチル-N-プロピルトリプタミン及びその塩類	MPT、 Methylpropyltryptamine
(3)	5-ニトロ-2-[(4-プロポキシフェニル)メチル]-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類	Protonitazepyne、 N-Pyrrolidino protonitazene

●東京都告示第二百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

令和七年三月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

あきる野市乙津字上軍道二二四五番一、字根老二二八二番、字大久保二二八三番から二二八五番まで、二二八八番、二二八九番口、字菅沢二二九〇番イ、二二九一番、字坂東二三四一番、字下向二三五一番イ、同番ロ、二三五二番から二三五四番まで、二三五五番二、同番イ、二三七九番、二三八七番、二三八八番一、字林久保二四二八番から二四三〇番まで、二四三三番から二四三八番まで、二四四〇番、二四四二番、二四四三番、二四四五番から二四四八番まで、字笹ヶ谷二四五〇番から二四五三番まで、二四五四番一、二四五六番一、二四五七番一、二四五八番一、二四六〇番、二四六二番から二四六五番まで、二四六八番一、養沢字坂東二二九六番、一二九八番、字小養沢一三〇〇番一

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産  
業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧  
に供する。)

●東京都告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項  
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年三月十四日から起算して二週  
間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一(一) 路線名 深川吾嬬町

(二) 変更の区間 墨田区錦糸三丁目三十番地先から同区  
横川三丁目五番十二地先まで

(三) 変更の概要 別図表示(1)のとおり

二(一) 路線名 御徒町小岩

(二) 変更の区間 墨田区太平三丁目四番四地先から同区  
太平四丁目一番一地先まで

(三) 変更の概要 別図表示(2)のとおり